

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年4月26日(2007.4.26)

【公開番号】特開2001-282129(P2001-282129A)

【公開日】平成13年10月12日(2001.10.12)

【出願番号】特願2000-92220(P2000-92220)

【国際特許分類】

G 09 F	9/00	(2006.01)
G 11 B	33/02	(2006.01)
G 11 B	33/06	(2006.01)
H 04 N	5/64	(2006.01)

【F I】

G 09 F	9/00	3 5 1
G 11 B	33/02	5 0 5 B
G 11 B	33/06	E
H 04 N	5/64	5 3 1

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月5日(2007.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】本体部と、

前記本体部の上面に回動自在に取り付けられると共に折り畳み可能に構成され、情報を表示する表示画面を有する表示手段とを備えることを特徴とする表示機能付き電子機器。

【請求項2】前記表示手段は、

前記本体部の上面に回動自在に取り付けられ、第1の表示画面を有する第1の表示部と、

前記第1の表示部の一端に回動自在に取り付けられ、第2の表示画面を有し、前記第1の表示部の表示画面に対して前記第2の表示画面を対向自在な第2の表示部と、

前記第1の表示部の他端に回動自在に取り付けられ、第3の表示画面を有し、前記第1の表示部の表示画面に対して前記第3の表示画面を対向自在な第3の表示部とを備えることを特徴とする請求項1に記載の表示機能付き電子機器。

【請求項3】前記本体部は前記第2の表示部と前記第3の表示部とを収納する収納部を備え、

前記第1の表示画面が前記本体部の上面に対して対向するように前記第1の表示部が折り畳まれたときに、前記第2の表示部と前記第3の表示部が前記収納部に収納されることを特徴とする請求項2記載の表示機能付き電子機器。

【請求項4】前記第2の表示部と前記第3の表示部は、前記第2の表示画面と前記第3の表示画面がそれぞれ前記第1の表示画面に対向するように折り畳み可能であり、

前記第1の表示部は、

前記第2の表示画面と前記第3の表示画面がそれぞれ前記第1の表示画面に対向するように前記第2の表示部と前記第3の表示部がそれぞれ折り畳まれた状態で、前記第1の表示画面が前記本体部の上面に対向するように折り畳み可能であることを特徴とする請求項2記載の表示機能付き電子機器。

【請求項5】前記表示手段は、

前記本体部の上面に回動自在に取り付けられ、第1の表示画面を有する第1の表示部と、

前記第1の表示部の一端に回動自在に取り付けられ、第2の表示画面を有し、前記第1の表示部の表示画面に対して前記第2の表示画面を対向自在な第2の表示部と、

前記第1の表示部の他端に回動自在に取り付けられ、第3の表示画面を有し、前記第1の表示部の背面に対して前記第3の表示部の背面を対向自在な第3の表示部とを備え、

前記第1の表示部は、

第2の表示画面が前記第1の表示画面に対向するように前記第2の表示部が折り畳まれ、前記第3の表示部の背面が前記第1の表示画面の背面に対向するように前記第3の表示部が折り畳まれた状態で、前記第3の表示画面が前記本体部の上面に対向するように折り畳み可能であることを特徴とする請求項1記載の表示機能付き電子機器。

【請求項6】 前記第2及び第3の表示部は、

前記本体部に対する前記第1の表示部の傾動に伴って、各々折り畳み方向に回動することを特徴とする請求項5に記載の表示機能付き電子機器。

【請求項7】

前記第1、第2及び第3の表示部で構成される前記表示手段の表示画面の縦横比が9：16であることを特徴とする請求項2ないし請求項5に記載の表示機能付き電子機器。

【請求項8】 前記本体部は、

情報投影手段を有し、

前記表示部に映像情報を投影することを特徴とする請求項1に記載の表示機能付き電子機器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段】

上述の課題を解決するために、本発明は、本体部と、その本体部の上面に回動自在に取り付けられると共に折り畳み可能に構成され、情報を表示する表示画面を備えた表示手段とを備えることを特徴とする表示機能付き電子機器によって解決される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明によれば、情報を表示する表示画面を有した表示手段を本体部に設け、この表示手段が本体部の上面に回動自在に取り付けられると共に折り畳み可能に構成されるものである。